

医療法施行規則の一部改正に伴う放射線治療部門における対応について

公益財団法人日本放射線腫瘍学会

医療安全委員会

医療安全委員会放射線治療位置照合撮影小委員会

はじめに

医療法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第21号¹⁾。以下「改正省令」という。）が、2019年3月11日に交付され、診療用放射線に係る安全管理体制に関する規定が、2020年4月1日に施行されました。病院又は診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、これら安全管理体制の確保にあたって、①改正省令の求める責任者（医療放射線安全管理責任者）を配置し、②診療用放射線の安全利用のための指針の策定、③放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施、④放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策、について行なうことが求められます。放射線治療部門（以下「治療部門」という。）においても、エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具を備えていることから、①から③について実施が求められます。また、④についても多くの放射線治療部門で対応が必要です。以下に医療法施行規則の一部改正に伴い治療部門において求められる対応についてまとめます。記載については、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（医政発0312第7号²⁾）」における「第1 診療用放射線に係る安全管理体制について」の本文を引用し、各項目の対応について追記する形式で示します。

1. 医療放射線安全管理責任者の配置

病院等の管理者は、診療用放射線に係る安全管理体制について（改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号。以下「規則」という。）第1条の11第2項第3号の2柱書きに規定する責任者（以下「医療放射線安全管理責任者」という。）を配置しなければならない。医療放射線安全管理責任者は、診療用放射線の安全管理に関する十分な知識を有する常勤職員であって、原則として医師及び歯科医師のいずれかの資格を有していることが求められる。ただし、病院等における常勤の医師又は歯科医師が放射線診療における正当化を、常勤の診療放射線技師が放射線診療における最適化を担保し、当該医師又は歯科医師が当該診療放射線技師に対して適切な指示を行う体制を確保している場合に限り、当該病院等について診療放射線技師を責任者としても差し支えない。

〈対応〉

治療部門は、画像診断部門、核医学部門等（以下、「診断部門等」という。）と比較し、診療用放射線の利用目的が異なる点が多いことから、治療部門の特殊性を十分に考慮できる責任者を配置

することが望ましいと考えられます。例えば、治療部門に診断部門等とは別に医療放射線安全管理責任者を配置する、又は診断部門には医療放射線安全管理責任者、治療部門には副医療放射線安全管理責任者を配置するなど、施設の組織体制、管理体制を考慮した責任者を配置することが重要。いずれの場合も、医療放射線安全管理責任者、副医療放射線安全管理責任者、治療部門の医師、診療放射線技師、物理技術専門職（放射線治療専門放射線技師、医学物理士等）が協力し、施設の医療安全管理委員会等と連携し、既に運用されている放射線治療品質管理委員会等を活用することにより、治療部門における診療用放射線に係る安全管理体制の確保に務めることが望まれます。

2. 診療用放射線の安全利用のための指針の策定

医療放射線安全管理責任者は、規則第1条の11第2項第3号の2イの規定に基づき、次に掲げる事項を文書化した指針を策定することが求められる。なお、指針に定めるべき具体的事項については、厚生労働省から発出された「診療用放射線の安全利用のための指針作成に関するガイドライン」を参考にすること。

- (1) 診療用放射線の安全利用に関する基本的考え方
- (2) 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修に関する基本的方針
- (3) 診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- (4) 放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する事例発生時の対応に関する基本方針
- (5) 医療従事者と患者間の情報共有に関する基本方針（患者等に対する当該方針の閲覧に関する事項を含む。）

〈対応〉

治療部門においても、「診療用放射線の安全利用のための指針作成に関するガイドライン³⁾」等^{4,5)}を参考に診断部門等と共通または個別の指針の策定が必要です。どちらの場合であっても、治療部門の特殊性が考慮された内容となるよう留意することが必要ですが、診断部門等と共通する部分については、診断部門等と十分連携・協力し指針を作成することが重要です。

治療部門にあっては、すでに医療従事者と放射線診療を受ける者との間の情報の共有がインフォームドコンセントを通じて実施されていることを踏まえ、現在実施している内容を文章化し、指針に反映することが必要となります。また、画像誘導放射線治療など位置照合撮影の頻度が増加していることから、これらに関する事項も指針に記載することが望まれます。

「放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する有害事例等の事例発生時の対応に関する基本方針」においては放射線治療も含まれます。ただし、放射線治療の実施においてあらかじめ想定され、患者に対して説明が行われた副作用は、ここで言うところの事例発生に含まれません。

3. 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施

医療放射線安全管理責任者は、規則第1条の11第2項第3号の2ロの規定に基づき、医師、歯科医師、診療放射線技師等の放射線診療の正当化又は患者の医療被ばくの防護の最適化に付随する業務に従事する者に対し、次に掲げる事項を含む研修を行うこと。また、当該研修の頻度については1年度当たり1回以上とし、研修の実施内容（開催日時又は受講日時、出席者、研修項目等）を

記録すること。また、当該研修については当該病院等が実施する他の医療安全に係る研修又は放射線の取扱いに係る研修と併せて実施しても差し支えないこと。なお、病院等が主催する研修の他、当該病院等以外の場所における研修、関係学会等が主催する研修を受講させることも含まれること。

- (1) 患者の医療被ばくの基本的な考え方に関する事項
- (2) 放射線診療の正当化に関する事項
- (3) 患者の医療被ばくの防護の最適化に関する事項
- (4) 放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する事例発生時の対応等に関する事項
- (5) 患者への情報提供に関する事項

〈対応〉

治療部門においては、上記の研修内容に加え、診療用放射線の利用目的が診断部門等と異なる点も多いことから、その点を十分勘案した研修内容にする、又は、必要に応じて診断部門等とは別に研修を実施することが重要です。放射線治療は、医師による適応判断において正当化が検討され、患者に対して放射線治療の内容や効果・副作用等に関する詳細な説明がなされます。また、医師による線量処方及び治療計画、診療放射線技師と物理技術専門職による固定具作成、患者固定、治療計画立案補助、治療計画の検証、照射位置確認、照射及び放射線治療機器等の品質管理を通じて、患者の医療被ばくの防護の最適化を含む放射線診療の最適化が図られています。これらの放射線治療における医療被ばくの防護の正当化、最適化を反映した研修を実施してください。

当該研修の実施については、医療に係る安全管理のための研修、医療機器の安全使用のための研修、放射線の取扱いに係る教育訓練、放射線治療関連学会等への出席のほか、治療部門内カンファレンス、他科との合同カンファレンス等により放射線診療の正当化、最適化を研修できることから、これら研修等と当該研修を合理的に実施し記録することで運用できると考えます。

4. 放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策

規則第1条の11第2項第3号の2ハに規定する放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策として、医療放射線安全管理責任者は次に掲げる事項を行うこと。

(1) 線量管理について

ア 次に掲げる放射線診療に用いる医療機器等（以下「管理・記録対象医療機器等」という。）については放射線診療を受ける者の医療被ばくの線量が他の放射線診療と比較して多いことに鑑み、管理・記録対象医療機器等を用いた診療に当たっては、被ばく線量を適正に管理すること。

- ・ 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置
- ・ 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置
- ・ 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置
- ・ 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置

- ・ X線CT組合せ型循環器X線診断装置
- ・ 全身用X線CT診断装置
- ・ X線CT組合せ型ポジトロンCT装置
- ・ X線CT組合せ型SPECT装置
- ・ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
- ・ 診療用放射性同位元素

イ 放射線診療を受ける者の医療被ばくの線量管理とは、関係学会等の策定したガイドライン等を参考に、被ばく線量の評価及び被ばく線量の最適化を行うものであること。

ウ 放射線診療を受ける者の医療被ばくの線量管理の方法は、関係学会等の策定したガイドライン等の変更時、管理・記録対象医療機器等の新規導入時、買換え時、放射線診療の検査手順の変更時等に合わせて、必要に応じて見直すこと。

〈対応〉

放射線診療に用いる医療機器の薬事添付文書にある機器名称により、当該機器が上記の管理・記録対象医療機器等に該当するか確認します。治療部門においては、治療計画用CT装置や治療室内に設置されたCT装置(機器名称:全身用X線CT診断装置)等がこれに該当します。また、小線源治療のアプリケーション位置確認等で利用されるX線透視診断装置等(機器名称:移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置、移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置、据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置、据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置、X線CT組合せ型循環器X線診断装置)が該当すると考えられます。これら管理・記録対象医療機器等は、被ばく線量を適正に管理するとともに、関連学会等の策定したガイドライン⁶⁾等を参考に、被ばく線量の評価及び被ばく線量の最適化を実施することが必要です。

(2)線量記録について

ア 管理・記録対象医療機器等を用いた診療に当たっては、当該診療を受ける者の医療被ばくによる線量を記録すること。

イ 医療被ばくの線量記録は、関係学会等の策定したガイドライン等を参考に、診療を受ける者の被ばく線量を適正に検証できる様式を用いて行うこと。なお、医師法(昭和23年法律第201号)第24条に規定する診療録、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第28条に規定する照射録又は新規則第20条第10号に規定するエックス線写真若しくは第30条の23第2項に規定する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用の帳簿等において、当該放射線診療を受けた者が特定できる形で被ばく線量を記録している場合は、それらを線量記録とすることができること。

〈対応〉

治療部門においても、保有する放射線診療に用いる医療機器が、管理・記録対象医療機器等に該当する場合は、当該診療を受ける者の医療被ばくによる線量を記録することが必要です。放射線治療における診療行為のほぼ全ては、従前の通り診療放射線技師が、医師又は歯科医師

の指示の下に放射線治療のための照射、照射位置決定及び確認のための撮影などを実施し、診療放射線技師法（以下、「技師法」という。）の照射録により照射を受けた者の氏名、性別及び年齢、照射の年月日、照射の方法（具体的にかつ精細に記載すること。）、指示を行った医師又は歯科医師の氏名及びその指示内容を照射記録として保存しています。よって、現在の照射録に管理・記録対象医療機器等を用いた診療による医療被ばくによる線量を追加して記録することで線量記録とすることが合理的と考えます。表示機能を有する機器では、技師法の照射録に記録するとともに、表示された線量を記録します。表示機能を有しない機器については、医療被ばくによる線量を評価できる情報として、対応可能な範囲で被ばく線量評価に使用される照射の方法を照射録に記載することが望ましいです。

（3）その他の放射線診療機器等における線量管理及び線量記録について

管理・記録対象医療機器等以外の放射線診療機器等であって、人体に照射又は投与するものについても、必要に応じて当該放射線診療機器等による診療を受ける者の医療被ばくの線量管理及び線量記録を行うことが望ましいこと。

〈対応〉

治療部門においては、放射線治療装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具）などの放射線診療に用いる医療機器は、管理・記録対象医療機器等に該当しません。しかし、これら医療機器は、対応可能な範囲で管理・記録対象医療機器等と同等に扱うことが望ましいと考えられます。治療部門においては、医療法⁷⁾、各種ガイドライン⁸⁾等により放射線治療装置、その他関連機器の品質管理・品質保証の実施により保守管理がなされているとともに、その線量の正確性について放射線治療装置の出力の校正、確認により線量管理が実施されています。引き続き、従前通り放射線治療を受ける者の医療被ばくの線量管理を実施してください。また、「画像誘導放射線治療の臨床施行のためのガイドライン2019⁹⁾」等を参考に、位置照合撮影に伴う被ばく線量の評価及び被ばく線量の最適化を実施するとともに、医療被ばくによる線量が表示される機器については、線量記録を行うことが望まれます。

（4）診療用放射線に関する情報等の収集と報告

医療放射線安全管理責任者は、行政機関、学術誌等から診療用放射線に関する情報を広く収集するとともに、得られた情報のうち必要なものは、放射線診療に従事する者に周知徹底を図り、必要に応じて病院等の管理者への報告等を行うこと。

〈対応〉

治療部門においても、診断部門等と同様と考えます。

おわりに

医療法施行規則の一部改正に伴う治療部門における留意事項と対応についてまとめました。今後、治療部門における診療用放射線の安全利用のための指針の策定、研修の実施、線量管理及び線量記録の方法に関する指針を作成することが必要と考えます。現在のところ、放射線治療に利用する医療機器の一部のみ、管理・記録対象医療機器等に該当します。各施設においては、従前通り放射線治療に利用する医療機器の線量管理を実施するとともに、それらに該当しない医療機器であっても、対応可能な範囲で照射記録（照射録）に医療被ばくによる線量を追記し、線量記録として保存することが望ましいと考えられます。

参考文献

- 1) 医療法施行規則の一部を改正する省令、平成 31 年厚生労働省令第 21 号、
<https://www.jastro.or.jp/medicalpersonnel/notification/syorei21.pdf>
- 2) 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について、医政発 0312 第 7 号、厚生労働省医政局長通知、平成 31 年 3 月 12 日、
https://www.jastro.or.jp/medicalpersonnel/notification/0312_7.pdf
- 3) 診療用放射線の安全利用のための指針作成に関するガイドラインについて、医政地発 1 0 0 3 第 5 号、厚生労働省医政局地域医療計画課長通知、令和元年 10 月 3 日、
https://www.jastro.or.jp/medicalpersonnel/notification/1003_5.pdf
- 4) 診療用放射線に係る安全管理体制に関するガイドライン、公益社団法人日本医学放射線学会、2019 年 11 月、http://www.radiology.jp/content/files/20191128_01.pdf
- 5) 診療用放射線の安全利用のための指針に関する参考資料、公益社団法人日本医学放射線学会、2019 年 11 月、http://www.radiology.jp/content/files/20191128_02.pdf
- 6) 最新の国内実態調査結果に基づく診断参考レベルの設定、医療放射線防護連絡協議会他、
<http://www.radher.jp/J-RIME/link.html>
- 7) 病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて、医政発 0315 第 4 号、厚生労働省医政局長通知、平成 31 年 3 月 15 日、
https://www.jastro.or.jp/medicalpersonnel/notification/0315_4.pdf
- 8) JASTRO 公認ガイドライン、公益財団法人日本放射線腫瘍学会、
<https://www.jastro.or.jp/medicalpersonnel/guideline/jastro/>
- 9) 画像誘導放射線治療の臨床施行のためのガイドライン 2019、公益財団法人日本放射線腫瘍学会、
<https://www.jastro.or.jp/medicalpersonnel/guideline/igrt2019.pdf>

参考資料 1

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）

第一条の十一（略）

- 2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない（ただし、第三号の二にあつてはエックス線装置又は第二十四条第一号から第八号の二までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所に、第四号にあつては特定機能病院及び臨床研究中核病院（以下「特定機能病院等」という。）以外の病院に限る。）。

一～三（略）

三の二 診療用放射線に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、診療用放射線の利用に係る安全な管理（以下「安全利用」という。）のための責任者を配置し、次に掲げる事項を行わせること。

イ 診療用放射線の安全利用のための指針の策定

ロ 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施

ハ 次に掲げるものを用いた放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施

(1) 厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器

(2) 第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

(3) 第二十四条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素

四（略）

解説

「第二十四条第一号から第八号の二まで」とあるのは、放射線治療装置等も含まれます。以下に第二十四条を記載します。また、＜参考資料＞として具体的な装置等を示します。これらを備えている場合は、第一条の十一の一号から三の二号イ及びロまでの対応が求められています。

医療法施行規則

第二十四条 法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 病院又は診療所に、診療の用に供する一メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置（以下「診療用高エネルギー放射線発生装置」という。）を備えようとする場合
- 二 病院又は診療所に、診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置（以下「診療用粒子線照射装置」という。）を備えようとする場合
- 三 病院又は診療所に、放射線を放出する同位元素若しくはその化合物又はこれらの含有物であつて放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が別表第二に定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるもの（以下「放射性同位元素」という。）で密封されたものを装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるもの（第七号に定める機器を除く。以下「診療用放射線照射装置」という。）を備えようとする場合

- 四 病院又は診療所に、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量以下のもの（第七号に定める機器を除く。以下「診療用放射線照射器具」という。）を備えようとする場合
- 五 病院又は診療所に、診療用放射線照射器具であつてその装備する放射性同位元素の物理的半減期が三十日以下のものを備えようとする場合
- 六 病院又は診療所に、前号に規定する診療用放射線照射器具を備えている場合
- 七 病院又は診療所に、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち、厚生労働大臣が定めるもの（以下「放射性同位元素装備診療機器」という。）を備えようとする場合
- 八 病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素であつて陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるものうち、次に掲げるもの（以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。）を備えようとする場合

イ 第一条の十一第二項第二号ハ(2)に規定する医薬品

ロ 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十一項（医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。）若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の認証（同条第六項の変更の認証を含む。）を受けている体外診断用医薬品又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出（同条第二項の規定による変更の届出を含む。）が行われている体外診断用医薬品

ハ 第一条の十一第二項第二号ハ(1)に規定するものうち、次に掲げるもの

- (1) 治験（医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験をいう。第三十条の三十二の二第一項第十三号及び別表第一において同じ。）に用いるもの
- (2) 臨床研究法第二条第二項に規定する特定臨床研究に用いるもの
- (3) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第一項に規定する再生医療等に用いるもの
- (4) 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）第二各号若しくは第三各号に掲げる先進医療又は第四に掲げる患者申出療養に用いるもの

ニ 治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される医薬品であつて、当該治療又は診断を行う病院又は診療所において調剤されるもの（イからハまでに該当するものを除く。）

八の二 病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素であつて陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いないものうち、前号イからハまでに掲げるもの（以下「診療用放射性同位元素」という。）を備えようとする場合

九～十三（略）

第二十四条の二 病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。以下同じ。）が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満のものに限る。以下「エックス線装置」という。）を備えたときの法第十五条第三項の規定による届出は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによつて行うものとする。

一～五（略）

参考資料 2

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）において、「エックス線装置又は第二十四条第一号から第八号の二までのいずれかに掲げるもの」に該当するものの例

参考：医療分野における放射線の管理に関する現状、第1回医療放射線の適正管理に関する検討会、資料2、平成29年4月19日

- ・ エックス線装置（規則第24条の2）
（管電圧10キロボルト以上、エネルギーが1メガ電子ボルト未満）
撮影用エックス線装置、X線CT装置、透視用エックス線装置、治療用エックス線装置、輸血用血液照射エックス線装置、移動型又は携帯型エックス線装置
- ・ 診療用高エネルギー放射線発生装置（規則第24条第1項第1号）
（1メガ電子ボルト以上の電子線又はエックス線の発生装置）
リニアック、ベータトロン、サイクロトロン、ビーム衝突型加速器、サイバーナイフ
- ・ 診療用粒子線照射装置（規則第24条第1項第2号）
陽子線照射装置、重粒子線照射装置
- ・ 診療用放射線照射装置（規則第24条第1項第3号）
（装備する密封線源が下限数量の千倍を超えるもの）
リモートアフターローディング装置（ ^{60}Co 、 ^{137}Cs 、 ^{192}Ir ）、ガンマナイフ（ ^{60}Co ）、 ^{60}Co 遠隔照射装置、 ^{137}Cs 遠隔照射装置
- ・ 診療用放射線照射器具（規則第24条第1項第4号）
（装備する密封線源が下限数量の千倍以下であるもの）
 ^{125}I シード、 ^{198}Au グレイン、 ^{192}Ir ワイヤ、 ^{226}Ra 針及び管
- ・ 放射性同位元素装備診療機器（規則第24条第1項第7号）
骨塩定量分析装置（ ^{125}I 、 ^{153}Gd 等）、ECDガスクロマトグラフ装置（ ^{63}Ni ）、血液照射装置（ ^{137}Cs 等）
- ・ 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（規則第24条第1項第8号）
（診療用放射性同位元素）
 ^{99}Mo - $^{99\text{m}}\text{Tc}$ 、 ^{123}I 、 ^{201}Tl 、 ^{67}Ga 、 ^{133}Xe 、 ^{111}In 、 ^{81}Rb - $^{81\text{m}}\text{Kr}$ 、 ^{51}Cr 、 ^{131}I 、 ^{89}Sr 、 ^{90}Y 、 ^{223}Ra 等
（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）
 ^{18}F 、 ^{15}O 、 ^{13}N 、 ^{11}C 等

医療安全委員会放射線治療位置照合撮影小委員会委員一覧（五十音順）

伊丹 純	国立がん研究センター中央病院
岡本 裕之	国立がん研究センター中央病院
川守田 龍	多根総合病院
木藤 哲史	がん・感染症センター都立駒込病院
小高 喜久雄	元国立がん研究センター中央病院
磯部 徹	エレクトラ株式会社
○塩山 善之	九州大学
谷 正司	大阪急性期・総合医療センター
遠山 尚紀	東京ベイ先端医療・幕張クリニック
土器屋 卓志	杏雲堂病院
中村 勝	愛知医科大学病院
藤本 隆広	京都大学医学部附属病院
古川 浩	日本画像医療システム工業会
米内 俊祐	量子科学技術研究開発機構
四方田 章裕	株式会社千代田テクノ

（○：小委員会委員長）

特定の団体からの経済的援助状況に関する記載

本提言の作成に当たり、特定の団体から資金的援助はなく、独立性が担保されていることを確認している。

利益相反に関する記載

JASTRO の利益相反に関する指針に基づき判定した結果、利益相反はない。